

## 和 解 条 項

- 1 被控訴人は利害関係人株式会社イーグル・オサダ（以下「利害関係人オサダ」という）に対し、買掛金 [REDACTED] 円の支払義務があることを認める。
- 2 被控訴人は、本和解成立後速やかに、任意整理手続による按分方式、または法的整理手続による配当方式により、前項の債務の支払がなされるよう努力する。
- 3 被控訴人と利害関係人オサダは、被控訴人が現在営業を停止していることを確認し、被控訴人は今後営業を再開しない。
- 4 利害関係人株式会社EAGLE（以下「利害関係人EAGLE」という）は、本和解成立の日より90日以内に、その商号を「株式会社EAGLE. MK」に変更する登記手続をし、利害関係人オサダに対し、同登記手続完了後遅滞なくその旨の報告をする。
- 5 利害関係人EAGLEは、前項の登記手続完了後は、現商号を使用した営業活動をしていない。
- 6 利害関係人オサダは、本和解成立後、利害関係人EAGLEとの間において、一般取引通念に従い、通常取引を行う。ただし、利害関係人EAGLEが前二項の約定に違背した場合はこの限りでない。
- 7 利害関係人EAGLEは、利害関係人オサダの製造する商品と、同社以外の業者が製造する商品を明確に区別して取り扱うものとし、後者の商品には、「EAGLE」又は「イーグル」の語を含む商品商標を付さない。
- 8 控訴人と利害関係人EAGLEは、相互に、相手方の商号使用を差止め、また、利害関係人オサダの製造する商品の販売に関して、「EAGLE」及び「イーグル」の表示を使用することを差止める権利を有しないことを確認する。
- 9 被控訴人は、控訴人に対し、控訴人・被控訴人間の [REDACTED] [REDACTED] について控訴人が供託した保証 [REDACTED] [REDACTED] の担保取消しに同意し、その担保取消決定に対する抗告権を放棄する。
- 10 被控訴人は、その余の請求を放棄する。
- 11 控訴人と被控訴人との間、控訴人と利害関係人EAGLEとの間、及び被控訴人と利害関係人オサダとの間には、本和解条項に定める外、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- 12 訴訟費用及び和解費用は各自の負担とする。

以 上

※「控訴人」は「~~株~~イーグル・イチハラ」

「被控訴人」は「~~株~~イーグル・イトガ」